

「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録について

福岡県飲酒運転撲滅条例では、飲食店営業者は、飲酒運転の撲滅を宣言し、条例の趣旨に則した取組を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録とは、飲食店営業者の皆さんに宣言を行った旨を届け出ていただき、県が登録するものです。

登録していただくと、「飲酒運転撲滅宣言の店」であることを示す登録証やステッカーを発行し、県のホームページで店舗の紹介などを行います。

1 対象

飲食店営業者
(県内で酒類を提供して飲食させる営業を行う方)



2 届出方法

(1) 書面で届け出る場合

届出書(裏面)に必要な事項を御記入の上、下記の「4 届出先・問合せ先」まで、郵送・FAX 又は電子メール等にて御提出ください。

支店・営業所単位で宣言をする場合で、一括して届け出る場合は、支店・営業所の一覧を併せて添付してください。

※届出書は県のホームページからも入手できます。

[飲酒運転撲滅宣言ホームページ](#)

検索

(2) 電子申請により届け出る場合

「ふくおか電子申請サービス」の「飲酒運転撲滅宣言の店の届出」手続きにおいて、必要項目を入力後、送信してください。

[ふくおか電子申請サービス](#)

検索

3 その他

届出書を提出いただきましたら、内容の確認後、登録証を送付いたします。発行手続のため送付までに期間を要する場合があります。

既に同じ届出書を県に提出している場合は、重ねて届出していただく必要はありません(届出は1回のみで可)。

4 届出先・問合せ先

福岡県市町村・地域振興部生活安全課交通安全係

anzen@pref.fukuoka.lg.jp

TEL : 092-643-3167

FAX : 092-643-3169

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

